

岩手県医療局管理規程第4号

医療局公用車運行管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局公用車運行管理規程の一部を改正する規程

医療局公用車運行管理規程（昭和44年岩手県医療局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保有機関 岩手県医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号）に規程する公用車の管理を分掌する本庁の課及び県立病院等事業の設置等に関する条例（昭和25年岩手県条例第51号）に規定する<u>病院</u>をいう。</p> <p>(3) [略]</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保有機関 岩手県医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号）に規程する公用車の管理を分掌する本庁の課及び県立病院等事業の設置等に関する条例（昭和25年岩手県条例第51号）に規定する<u>県立病院等</u>をいう。</p> <p>(3) [略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。